

現 行	改正案
<p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応 Ⅱ－３－１－３－１ 取引時確認等の措置 Ⅱ－３－１－３－１－１ 意義【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「犯収法」制定・改正の経緯等 ①～⑤ (略) ⑥ その後、最近のマネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策やFATF勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が平成25年4月から施行され、さらに平成26年11月には、疑わしい取引の届出に関する判断の方法や上記体制整備の拡充等を定めた改正犯収法が成立した。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点【共通】 系統金融機関の業務に関して、取引時確認等の措置を的確に実施し、<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p>(注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁)を参考にすること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応 Ⅱ－３－１－３－１ 取引時確認等の措置 Ⅱ－３－１－３－１－１ 意義【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「犯収法」制定・改正の経緯等 ①～⑤ (略) ⑥ その後、最近のマネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策やFATF勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が平成25年4月から施行され、さらに平成26年11月には、疑わしい取引の届出に関する判断の方法や上記体制整備の拡充等を定めた改正犯収法が成立した。</p> <p><u>また、金融庁においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(平成 年 月金融庁。以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。)を策定し、各金融機関において本ガイドラインの趣旨を踏まえた実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」という。)リスク管理態勢を構築・維持することを求めている。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点【共通】 系統金融機関の業務に関して、取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含むマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に実施し、<u>マネロン・テロ資金供与、預貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</u></p> <p>(注1) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁)を参考にすること。</p> <p><u>(注2) リスクベース・アプローチとは、自己のマネロン・テロ資金供与</u></p>

現 行	改正案
<p>(1) 取引時確認等の措置を的確に行うための<u>法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</u></p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>① <u>管理職レベルのテロ資金供給及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置すること。</u></p> <p>② <u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</u></p> <p>ア 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、利用者属性等の観点から、自らが行う取引が<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等</u>に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等(以下「特定事業者作成書面等」という。)を作成し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第5条に定める利用者管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等</u>の危険性の程度が高いと認められる取引(以下「高リスク取引」という。)を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。</p> <p>③～⑥ (略)</p>	<p><u>スクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</u></p> <p>(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。</p> <p>① <u>管理職レベルのマネロン・テロ資金供与対策のコンプライアンス担当者など、犯収法第11条第3号の規定による統括管理者として、適切な者を選任・配置すること。</u></p> <p>② <u>マネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</u></p> <p>ア 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、利用者属性等の観点から、自らが行う取引が<u>マネロン・テロ資金供与等</u>に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等(以下「特定事業者作成書面等」という。)を作成し、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第5条に定める利用者管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して<u>マネロン・テロ資金供与等</u>の危険性の程度が高いと認められる取引(以下「高リスク取引」という。)を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。</p> <p>③～⑥ (略)</p>

現 行	改正案
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) コルレス契約について、<u>犯収法第9条、第11条及び犯収法施行規則第28条、第32条に基づき、以下の体制が整備されているか。</u></p> <p>(注) 犯収法第9条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の信用事業について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</p> <p>① <u>コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断するよう努めているか。</u></p> <p>② <u>コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にするよう努めているか。</u></p> <p>③ <u>コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認することとしているか。また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断することとしているか。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>Ⅱ-3-1-3-1-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、<u>上記(1)から(8)の着眼点等に照らして取引時確認等の措置の確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による預貯金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を</u></p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) コルレス契約について、<u>犯収法第9条及び第11条、<u>犯収法施行規則第28条及び第32条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン</u>に基づき、以下の態勢が整備されているか。</u></p> <p>(注) 犯収法第9条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の信用事業について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</p> <p>① <u>コルレス先の顧客基盤、業務内容、<u>マネロン・テロ資金供与を防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断すること。</u></u></p> <p>② <u>コルレス先とのマネロン・テロ資金供与の防止に関する責任分担について文書化する等して明確にすること。</u></p> <p>③ <u>コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認すること。また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断すること。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>Ⅱ-3-1-3-1-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、<u>上記(1)から(8)まで及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める着眼点等に照らして取引時確認等の措置の確実な履行、<u>同ガイドラインに定める措置</u>、盗難通帳・偽造印鑑等による預貯金の不正払戻しを防止するため</u></p>

現 行	改正案
<p>適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、農協法第 94 条の 2 又は農中法第 85 条に基づき業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用預貯金口座であると疑うに足る相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、農協法第 95 条又は農中法第 86 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>Ⅱ－3－7 海外業務管理 Ⅱ－3－7－1 意義【農中】</p> <p>内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、金融機関の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを伴う今日、当該業務を所管する本店（国内）の経営管理・業務統括管理部署等は、海外の営業拠点（支店、現地法人等）の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。</p> <p>また、F A T F 勧告等に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、犯収法施行規則第 32 条第 2 項に基づき、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p> <p>Ⅱ－3－7－2 主な着眼点【農中】</p>	<p>の措置、又は犯罪利用預貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、農協法第 94 条の 2 又は農中法第 85 条に基づき業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用預貯金口座であると疑うに足る相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、農協法第 95 条又は農中法第 86 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>Ⅱ－3－7 海外業務管理 Ⅱ－3－7－1 意義【農中】</p> <p>内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、金融機関の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを伴う今日、当該業務を所管する本店（国内）の経営管理・業務統括管理部署等は、海外の営業拠点（支店、現地法人等）の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。</p> <p>また、F A T F 勧告等に基づく国際的なマネロン・テロ資金供与対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、犯収法施行規則第 32 条第 2 項及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p> <p>Ⅱ－3－7－2 主な着眼点【農中】</p>

現 行	改正案
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>海外営業拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備</u></p> <p>① <u>海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</u> (注) 特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>② <u>現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</u></p> <p>③ <u>適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに当局に情報提供するよう努めているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該国・地域 ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u> ・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u> <p>(以下略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>海外営業拠点のマネロン・テロ資金供与対策の態勢の整備</u></p> <p>① <u>海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、マネロン・テロ資金供与対策を適切に行っているか。</u> (注) 特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>② <u>現地のマネロン・テロ資金対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。</u></p> <p>③ <u>適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なマネロン・テロ資金供与対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに当局に情報提供しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該国・地域 ・ <u>マネロン・テロ資金供与対策を講じることができない具体的な理由</u> ・ <u>マネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u> <p>(以下略)</p>